

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日時 平成26年9月30日（火） 17:30 ~ 18:00
場所 内閣府本府3階特別会議室
人数 先方） 宮垣委員長 外8名
当方） 笹島人事政策統括官 外4名
案件 人事院勧告の取扱方針について（中間回答）

国公労連

人事院は8月7日、7年ぶりとなる月例給・一時金の改善勧告の一方で、国公労連の反対を押し切り、給与制度の総合的見直しによる、賃金引き下げ勧告を行った。

国公労連は、直ちに勧告に基づく賃金改善を行うとともに、恒久的な賃金引き下げとなる給与制度の総合的見直しの中止を求め、要求書を提出している。また、退職手当については、現行の給付水準維持を求め、退職手当法附則第24項の削除を求めている。

本年の人勧等の取扱いについて、現状での検討状況を回答いただきたい。

内閣人事局

去る8月7日に人事院から国家公務員の給与について勧告が提出されたことを受け、8月15日に第一回の給与関係閣僚会議を開催し、検討に着手したところ。

本年の給与の取扱いについては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から誠意をもって検討を進めているところであり、早急に結論を得られるよう、努力してまいりたい。

なお、人事院勧告どおり給与制度の総合的見直しを実施した場合には、退職手当については、平成17年以降の経緯を踏まえ、お手元の資料のとおり、職員の公務への貢献度をよりの確に反映するよう、現行支給水準の範囲内で調整額を拡大することを検討しているところ。

国公労連

本年の人事院勧告は、7年ぶりとなる月例給・一時金の引き上げや、通勤手当の引き上げ等が勧告され、要求からすれば、きわめて不十分な勧告ではあるものの、少しでも生活改善を図る上で、賃金改善の早期実現を強く求める。また、寒冷積雪地の生活実態を無視した支給地域の見直しも勧告されたが、見直しは中止するよう求める。

次に、勧告に含まれた総合的見直しについて、政府が労働基本権の代償機関とされる人事院に労働条件の不利益改定を要請したものであり、認められない。勧告の内容は平均で2%、高齢層では最大4%もの俸給水準の引き下げ、あるいは地域手当引上げによって地域間の給与格差を拡大させるなど、地方に住んでいる職員や高年齢職員を狙い撃ちにして本府省の官僚を優遇するものということは明らかである。地方自治体も地域間格差が拡大すると懸念するように、総合的見直しは、地方公務員や民間労働者にまで波及し、地域経済を一層疲弊させるものであり、断じて認めるわけにはいかない。

総合的見直しについて、人事院は、公務部内の配分の問題と言っていたにもかかわらず、勧告までの間に満足な説明もなく、勧告を強行した。従って、この配分の問題は労働条件でもあり、あらためて使用者である政府と我々労働組合と徹底的に交渉・協議を

するべきである。

また、総合的見直しは職務給の原則を踏みにじるものであり、今回の見直しが本当に公務にふさわしいものなのか、職員の士気を高めることができるのかという観点での検討が必要と考えている。

国公労連は、退職手当は重要な労働条件であると考えており、仮に見直すとしても労働条件の不利益変更を行わないということが基本であるが、政府の見直し案では、調整額の改定で支給水準の維持を図ろうとしている。調整額については導入当時から反対している。政府が、2012年の引下げにより、民間の退職一時金等との均衡を図ったとしている以上、総合的見直し実施の如何にかかわらず、支給水準が引き下がることがあってはならない。

あらためて、附則第24項を削除し、現給保障される俸給に基づき手当額を算定するよう求める。その上で、先の閣議決定でも、5年毎に水準の見直しを行うとしていることから、退職手当の官民比較の是非、その方法、調整額の在り方等を含めて、あらためて労使で議論すべきである。また、退職手当の改定をわずか数週間で一方的に決めることは許されないことである。今回の臨時国会における法案提出にこだわることなく、交渉・協議を継続し、議論をした上で決定すべき。

2012年の退職手当の見直しに伴い、早期退職募集制度が実施されているが、職場では混乱が生じている。運用状況と問題点を把握し、必要な手当を検討すべき。

定年の段階的引上げ等は、2016年度までに検討するとしているが、現状は雇用と年金の接続が図られているとはいえない。早期に定年の段階的引上げを求める。また、当面、フルタイム再任用を定数外で措置し、希望者全員の再任用を確保するとともに、賃金水準の大幅引き上げを求める。

また、再任用職員の賃金水準について勧告では、官民格差を確認しながら、改定が見送られた。その一方で総合的見直しによる水準引き下げは勧告されており、一貫性にかける。現在、多くの再任用者が短時間再任用であり、生活維持が困難である。少なくとも14年度の賃金改定での水準引き上げが必要である。

国公労連

人事院勧告尊重が基本姿勢との話だが、国公労連としては人事院との交渉は成り立っていないとの立場であり、使用者としての内閣人事局の対応が必要。今、政府に求められているのは、賃上げと地域活性化だと考えるが、そういう意味では、総合見直しは逆行している。公務員賃金の引上げを目指すべき。

退職手当の関係では、国公労連に正式に提案があってから、わずかしか経っていない。労働条件に関わる話なのでもっと話合う必要がある。不利益変更に当たるものであり、交渉を踏まえ、引下げなら引下げの検討を行うべき。なお、職員の公務への貢献度をよりの確に反映するように今回の措置をとった、との回答があったが、官民均衡・官民乖離を是正するために行うのが本来の目的のはず。結果的に高級官僚は引上げの方向であり、本来の目的と結果が食い違っている。明確な説明をすべき。

国公労連

今回の総合見直しは、昨年、政府から人事院に要請し、それを受けて人事院が勧告を行ったものであり、人事院の機能は画餅になっている。政府は、人事院勧告尊重と言えばよいと思っており、人事院勧告を隠れ蓑にしているのではないのか。

また、労働基本権の回復については、どのようになっているのか。回復に向けた政府の努力、検討状況等を示してもらいたい。

内閣人事局

今年の人事院勧告は7年ぶりのプラス勧告ということであり、併せて総合的見直しについては、人事院において民間の実態などを踏まえて勧告をしているものと承知。政府としては労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から誠意をもって検討を進めているところ。

退職手当については、ご指摘のように24年の法律改正で平均約400万円の引き下げとする見直しを行い、本年7月から全面的に実施したところ。

今回の給与の総合的見直しについては、退職手当制度の外の給与制度の中での本俸と手当の配分を見直し、俸給月額を引き下げ一方、地域手当等を拡充する制度改革が含まれているもの。これは、民間の給与水準や退職手当水準の変化ではないことから、退職手当制度の方から対応が必要だろうというもの。

そういった中で、現行退職手当制度の考え方、しくみなどを踏まえて国民に受け入れられるような体系が必要ということで、従来より、退職手当に占める調整額の比率を高めてきた経緯を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、調整額の比率を高め、在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映するため、調整額を拡大する方向で検討している。今回だけ特別ということではなく、従来からの考え方と同じであり、ご理解いただきたい。

協議時間が短いとの指摘であるが、今回については、給与の総合的見直しの中で出てきた論点であり、人事院勧告が出た後でしか議論できないものだったことはご理解いただきたい。今回の総合的見直しにおける引下げ幅が平均2%であるということが示されてから検討が始まったもので、そういう意味から時間が短期間になったこと、段階を追ってお示ししていることなどについてはご理解いただきたい。

また、退職手当の話は、退職手当の外の給与の総合的見直しにおける配分の見直しに伴うものであり、国会において、給与とセットで議論することが重要であり、そうすることで国民の理解が得られるものと思う。

雇用と年金の接続というのは、我々しても重要な問題と認識しており、平成28年度までに定年の段階的引上げを含め、再任用制度の活用状況や民間の高年齢者雇用確保措置の実施状況等を勘案し、その在り方について改めて検討しているところ。

早期退職募集制度については、昨年11月から施行しているところであり、改善すべきところは改善するなど適切な運用に努めてまいりたい。

労働基本権については、国家公務員制度改革基本法第12条は現在も生きているのは事実だが、これまでの経緯も整理しなければならない。前回も申し上げているが、引き続き検討していくというのがスタンスである。

国公労連

人事院勧告の取扱いについての具体的な回答がなかったことは不満である。

総合的見直しは、国家公務員の地方と高齢層を直撃する賃下げにとどまらず、地方公務員にも波及し、ひいては民間労働者の賃下げを誘発することで、地域経済に深刻な悪影響を及ぼすことは明らかである。安倍内閣が最重要課題に掲げている地方創生にも逆行するものであり、地方を活性化し景気回復をすすめていく上で、総合的見直しによ

る賃金引き下げは、決して実施してはならない。

あらためて、本年勧告に基づく給与・処遇改善の早期実施と、総合的見直しによる賃金引き下げの中止を求める。退職手当についても、先に述べたとおり、国公労連の要求に沿った検討をすすめるよう求める。

— 以上 —

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）